

学校感染症に関する出席停止について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証(意見書)の提出をお願いします。

感染力のある期間に考慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能となつてからの登園であるようご配慮ください。乳幼児が感染症にかかった場合は学校保健安全法に基づき園長の指示により「登園停止」となります。

《感染が疑われた場合》

- ① 登園を見合わせ、病院の受診をお願いします。
 - ② 診断が確定したら必ず園へ連絡してください。
 - ③ 症状が治まったら医師に登園許可証を書いてもらってから登園してください。
- * 登園許可証(意見書)の提出は以下の感染症のときに必要になります。

分類	感染症名	登園停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、ジフテリア、マーブル熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1)など	第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。
第2種	インフルエンザ	インフルエンザ(鳥インフルエンザH5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	流行耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良くなってから。
	ウィルス性肝炎(A型・E型)	肝機能が正常化してから。
	手足口病、ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は登園停止、治癒期は全身状態が改善してから。
	伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良くなってから。
	マイコプラズマ感染症	急性期は登園停止。登園は全身状態が良くなってから。
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されてから。
	伝染性軟属腫(水いぼ)	登園可能。(多発発疹者はプールでのビート板共有は避ける)
伝染性膿痂疹(とびひ)	登園可能。(プール、入浴は避ける)	
その他	RSウイルス感染症	解熱後2日を経過するまで。(登園後2週間マスク着用)
	アタマジラミ	卵が無くなってから。

----- 切り取り線 -----

意見書

梅香学園長殿

児童氏名 _____

病名 _____

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名